大阪商工会議所 平成24年度税制改正に関する要望フレーム

(★印:新規要望項目)

基本認識

- ○現在最優先すべきは、早期の震災復興と国内産業の空洞化抑止のため、被災事業所の再起を強力に支援するとともに、企業とりわけ中小企業の競争環境改善に万全を期すこと。
- ○そのため、**消費税をはじめ法人税・所得税・相続税など税体系全体を見直し、経済活力増進に主眼を置いた成長志向型税制を構築すべき**。同時に、震災復興財源などの確保のため、マニフェストの抜本見直しや行政の効率化など、徹底的な歳出削減に取り組むことが不可欠。

I. 震災からの早期復興支援税制

- 1. 震災からの再スタート支援
- (1)被災者雇用の促進に向けた税制措置の拡充★
- (2) 節電割合に応じた償却資産に係る固定資産税の軽減措置の創設★
- (3) 原子力発電所事故に伴う輸出損害に対する税額控除措置の創設★
- 2. 震災復興に向けたサプライチェーンの再構築とモノづくり基盤の強化
- (1) 代替生産受託企業向け設備投資促進税制の創設★
- (2) 代替生産品の国内取得促進税制の創設★
- (3) 自家発電設備投資促進税制の創設★
- (4) 電力供給に関わる研究開発促進税制の拡充★

Ⅱ. 国内産業の空洞化抑止と 力強い経済成長の実現に向けた法人税改革

- 1. 国際水準並みの法人税体系の実現
- (1) 法人実効税率の引き下げ★
- (2) 欠損金制度の見直し
- (3) 償却資産に係る固定資産税の廃止
- 2. 成長基盤強化を図る税制の構築
- (1) 研究開発促進税制の拡充・延長
- (2) 設備投資減税の拡充
 - ①環境関連投資促進税制の拡充★
 - ②中小企業投資促進税制の拡充・恒久化

- ③中小企業の少額減価償却資産の損金 算入特例の拡充・恒久化
- (3) 海外市場開拓支援税制の創設
- 3. 商業地等に係る固定資産税の軽減
- 4. 雇用抑制税制の廃止
- (1) 事業所税の廃止
- (2) 外形標準課税の撤廃
- 5. 地球温暖化対策税の導入反対

Ⅲ. 地域経済を牽引する中小企業の活力増進

- 1. 中小法人の軽減税率の拡充★
- 2. 中小法人の定義縮小反対
- 3. 事業承継税制の拡充★
- 4. 同族会社の留保金課税の撤廃
- 5. ベンチャー企業支援
- (1) エンジェル税制の拡充
- (2) ベンチャー支援税制の創設
- 6. 適格合併の適用要件の緩和

Ⅳ. 資本市場の活性化

- 1. 配当課税の廃止
- 2. 不動産流通課税の見直し
- 3. 特定事業用資産の圧縮記帳制度の拡充・恒久化
- 4. 印紙税の廃止

大阪府・大阪市に対する要望

- 1. 固定資産税の負担水準の引き下げ
- 2. 法人事業税、法人住民税の超過課税の撤廃
- 3. 企業誘致促進税制の創設
- (1) 既存企業の工場・事業所新増設に対する地方課税の減免措置の創設
- (2) 長期進出企業に対する地方課税の減免措置の創設
- (3) 新規進出企業に対する地方課税の減免措置の創設

要望項目数:全35項目、うち新規要望項目(★印):11項目

平成24年度税制改正に関する要望

大阪商工会議所

今般の大震災は被災地における直接被害にとどまらず、全国的な電力不足による経済活動・市民生活の制約、風評被害に伴うインバウンド激減や日本ブランドの毀損、サプライチェーンの寸断による部材調達難、個人消費の低迷など、わが国全体に深刻な影響を及ぼしている。他方、こうした間にも新興国との競争は益々厳しさを増しているほか、円高や原材料・燃料価格高騰、通商交渉の遅れなど、従来からの課題は積み残されたままであり、企業の海外流出に拍車がかかることが懸念されている。

現在最優先すべきは、早期の震災復興と国内産業の空洞化抑止のため、被災事業所の再起を強力に支援するとともに、企業とりわけ中小企業の競争環境改善に万全を期すことである。そのため、税制においても、消費税をはじめ法人税・所得税・相続税など税体系全体を見直し、経済活力増進に主眼を置いた成長志向型税制を構築することが肝要である。同時に、震災復興財源などの確保のため、マニフェストの抜本見直しや行政の効率化など、徹底的な歳出削減に取り組むことが不可欠である。

かかる観点から、政府・与野党にあっては、早期復興と再成長に向け、強力な推進体制を早急に構築するとともに、平成 24 年度税制改正においては、以下の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

記

(★印は新規要望)

I. 震災からの早期復興支援税制

東日本大震災と原子力発電所事故による被害を最小限にとどめるとともに、サプライチェーンの再構築や、電力不足に対応したモノづくり基盤への強化を支援するため、次の措置を講じられたい。

1. 震災からの再スタート支援

(1)被災者雇用の促進に向けた税制措置の拡充★

被災者の生活基盤の安定を図るため、雇用促進税制(現行:要件=雇用者数が10%以上かつ5人以上増加(中小法人は2人以上増加)、法人税からの税額控除割合=増加雇用者数×20万円/人)について、被災地出身者を雇用した場合、1人目から控除対象とするとともに、控除割合の上乗せを図られたい。また、中小法人については、赤字法人でも活用できるよう法人税の繰り戻し還付期間の大幅延長(現行:1年)や社会保険料との相殺を認めるなど、被災者雇用に関する措置を拡充されたい。

(2) 節電割合に応じた償却資産に係る固定資産税の軽減措置の創設★

全国的な電力不足は本格復興・再成長への大きな足かせとなっている。稼働率の低下など設備本来の能力が制限されるケースも考えられるので、節電割合に応じて 償却資産に係る固定資産税を軽減する措置を創設されたい。

(3) 原子力発電所事故に伴う輸出損害に対する税額控除措置の創設★

今回の原子力発電所事故は、諸外国における輸入通関規制の強化や日本ブランドの毀損を通じて、企業とりわけ中小企業に大きなダメージを与えている。そこで、輸出品の放射線量の測定費用など諸外国による通関規制強化に伴う費用や、輸出の取り消し・延期などによる損失額の一定割合を税額控除する制度を創設されたい。

2. 震災復興に向けたサプライチェーンの再構築とモノづくり基盤の強化

(1) 代替生産受託企業向け設備投資促進税制の創設★

サプライチェーンの海外流出を防ぎ、国内での再構築を期すことは空洞化抑止に とって極めて重要である。そこで、緊急かつ短期集中的な代替生産のために設備を 取得した場合に特別償却や大幅な償却期間の短縮を認める措置を講じられたい。

(2) 代替生産品の国内取得促進税制の創設★

国内での部品・部材調達を促進するため、国内企業から代替生産品を取得し、一定の追加費用が生じた場合、その差額分の一定割合を税額控除する措置を創設されたい。

(3) 自家発電設備投資促進税制の創設★

電力不足下にあって、企業は生産活動の安定を図るため様々な取り組みに注力している。その一環として、新たに自家発電設備を導入した場合に特別償却または税額控除を認める措置を創設されたい。

(4) 電力供給に関わる研究開発促進税制の拡充★

蓄電やスマートメーターなど効率的な電力供給に関する技術開発を促進するため、研究開発費に係る控除率や控除限度額の大幅な引き上げ(現行:控除率=大企業8~10%、中小企業 12%、控除限度額 30%(本則 20%、適用期限:平成 24年 3月 31日)など減税措置を大幅拡充されたい。

Ⅱ. 国内産業の空洞化抑止と力強い経済成長の実現に向けた法人税改革

新興国との競争が激しさを増す中、わが国企業は税制はじめ不利な条件での戦いを強いられている。国内産業の空洞化を抑止するため、税制面においても国際水準並みの環境を整備するとともに、企業の活力増進を図る法人税体系を早期に実現するため、次の措置を講じられたい。

1. 国際水準並みの法人税体系の実現

(1) 法人実効税率の引き下げ★

各国が法人税率の引き下げを競う中、震災はわが国の立地コストとリスクを一層増大させており、アジアトップレベルの事業環境を早急に整備し、企業の海外流出抑止と国内での成長投資再開を後押しすることが不可欠である。そのため、遅くとも平成 24 年度改正において法人実効税率の5%引き下げを確実に実現するとともに、早期にアジア諸国並みまで引き下げられたい。

(2) 欠損金制度の見直し

諸外国と比べ不利となっている欠損金の繰越控除期間(現行:7年)を延長するとともに、欠損金の繰り戻し還付制度(資本金1億円以下の中小法人のみ適用)の完全適用と期間延長(現行:1年)を図られたい。

(3) 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産は事業所得を生み出すための費用としての性質を有しているうえ、事業 所得に対しては法人事業税などが課されている。国際的にも稀な償却資産に係る固 定資産税は廃止されたい。

2. 成長基盤強化を図る税制の構築

(1) 研究開発促進税制の拡充・延長

産業のイノベーションやフロンティア拡大こそがわが国発展の源であり、その担い手である企業の研究開発を国を挙げて後押しすることが肝要である。そのため、研究開発促進税制について、ライフサイエンス・環境・エネルギーなど成長分野に対する控除率の大幅引き上げや、上乗せ措置(高水準型と増加型(適用期限:平成24年3月31日))と法人税額の特別控除措置(現行:控除限度額30%(本則20%)、適用期限:平成24年3月31日)の拡充・延長を図られたい。

(2) 設備投資減税の拡充

①環境関連投資促進税制の拡充★

中小企業における省エネ投資を促進するため、環境関連投資促進税制(現行:30%特別償却または7%税額控除(適用期限:平成26年3月31日))をエネルギー需給構造改革投資促進税制(適用期限:平成24年3月31日)と統合したうえで、中小法人に対する控除割合の大幅な引き上げや対象設備の拡大を図るなど、制度を拡充されたい。

②中小企業投資促進税制の拡充・恒久化

中小企業の経営基盤強化を図るため、中小企業投資促進税制(適用期限:平成24年3月31日)について、対象設備の拡大など制度を拡充したうえで、恒久化されたい。

③中小企業の少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化

中小法人が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合に即時償却できる少額減価償却資産の特例措置(適用期限:平成24年3月31日)について、対象資産の対象価額(現行:30万円未満)と取得合計上限額(現行:合計300万円に達するまで)の引き上げなど制度を拡充したうえで、恒久化されたい。

(3) 海外市場開拓支援税制の創設

国内市場の縮小やグローバル経済が進展する中で、わが国企業が活力を維持する ためには海外市場における販路拡大を図ることが重要である。そのため、中小法人 が海外市場開拓に要した費用の一定割合を税額控除する制度を創設されたい。

3. 商業地等に係る固定資産税の軽減

都市部における企業の固定資産税負担は大きくなっており、地域の産業競争力を低下させている。そのため、固定資産税の負担水準の上限引き下げ(現行:70%)など、商業地等に係る固定資産税負担の軽減を図られたい。少なくとも市町村条例によって商業地等の固定資産税負担を軽減出来る条例減額制度(適用期限:平成24年3月31日)については、適用自治体に対して地方交付税措置を講じるなど、制度を拡充したうえで延長されたい。

4. 雇用抑制税制の廃止

(1) 事業所税の廃止

都市部で事業を行う企業を対象に、従業員の給与や事業所面積に対して課税を行う事業所税は、都市部の雇用や事業環境を悪化させており、直ちに廃止されたい。

(2) 外形標準課税の撤廃

従業員の給与や資本金を課税対象とする外形標準課税は、企業の雇用や設備投資に対して抑制的に作用する。諸外国でも、雇用や国際競争上不利であることから、外形標準課税の廃止・見直しが進められており、早急に撤廃されたい。

5. 地球温暖化対策税の導入反対

地球環境問題への対応として、わが国も環境負荷の軽減に向けて取り組んでいくことの重要性は理解するが、環境を名目として新たに税負担を求めることには反対である。燃料価格の高騰が続き、電力コストの上昇も予想される中、価格転嫁が困難な中小企業の経営や雇用に大きな悪影響を与える可能性が高い地球温暖化対策税の導入に反対する。

まずは環境対策予算の効果の検証と有効活用を図り、地球温暖化対策税については、 排出量取引制度、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度、既存の環境関連税制 など、他の制度や電力料金などを含めた企業負担全体と経済情勢を十分見極めながら 慎重に検討されたい。

Ⅲ. 地域経済を牽引する中小企業の活力増進

地域経済の牽引役として雇用と富を生む中小企業の活力増進を図るため、軽減税率の引き下げなど、経営基盤を強化する次の措置を講じられたい。

1. 中小法人の軽減税率の拡充★

中小企業の経営力強化を図るため、遅くとも平成 24 年度改正において軽減税率(現行:18%(適用期限:平成 24 年 3 月 31 日)、本則 22%)の3%引き下げを確実に実現されたい。あわせて、昭和56 年度の改正以来据え置かれている適用所得金額(現行:800 万円以下)を引き上げられたい。

2. 中小法人の定義縮小反対

厳しい環境下で、多大な経営努力により多くの利益を生み出そうとする中小企業に対して課税強化を図り、事業意欲を削ぐべきではなく、税法上の優遇措置を受けられる中小法人(現行:資本金1億円以下)の範囲縮小に強く反対する。

3. 事業承継税制の拡充★

中小企業経営者の高齢化が進展する中、円滑な事業承継が喫緊の課題となっている。他方、その円滑化を目的として創設された事業承継税制の活用は進んでいない。そのため、事業承継税制について、相続税の納税猶予割合の引き上げ(現行:8割)や農地の納税猶予税額の算出方法との整合性確保など、制度の拡充を図るとともに、雇用継続要件(現行:雇用の8割を5年間維持)の緩和や、後継者の親族要件の撤廃(現行:後継者が先代経営者の親族であること)、贈与税における被相続人(現経営者)の役員退任要件の撤廃など、適用要件を大幅に緩和されたい。

4. 同族会社の留保金課税の撤廃

同族会社の留保金課税制度(資本金1億円以下の中小法人は適用対象外)は明らか な二重課税となっており、撤廃されたい。

5. ベンチャー企業支援

(1) エンジェル税制の拡充

ベンチャー企業の資金調達円滑化のため、個人投資家がベンチャー企業への投資により生じた譲渡損失については、別の株式投資で得た譲渡益だけではなく給与など他の所得との損益通算を認めるとともに、現行の損失繰越控除期間を3年から5年に延長されたい。

(2) ベンチャー支援税制の創設

ベンチャー企業は創業当初赤字であることが多く、設立後5年間は法人課税を免除されたい。また、その期間に発生した欠損金については、無期限の繰り越しを認められたい。

6. 適格合併の適用要件の緩和

経済活性化のためには、需要喚起を図る一方、供給サイドの調整も避けられない。 その一環である企業の合併に伴う痛みを緩和するため、適格合併の適用要件を緩和し、 欠損金の引き継ぎ対象企業を拡大されたい。

Ⅳ. 資本市場の活性化

景気の早期回復に向け、証券税制、不動産税制の拡充など、次の措置により税制面から資本市場の活性化を図られたい。

1. 配当課税の廃止

税引き後利益から分配された株主配当に対し、さらに税負担を求める配当課税は明らかに二重課税であり、廃止されたい。また、特定株式等以外の株式等に係る受取配当の益金不算入制度についても、同様に 50%が二重課税となっており、100%益金不算入とされたい。

2. 不動産流通課税の見直し

不動産の流動化を促すため、取得時の大きな負担となっている不動産取得税の廃止や登録免許税の手数料化を図るなど、不動産流通課税を抜本的に見直されたい。とりわけ震災からの早期復興や景気回復が急がれる現在、少なくとも不動産取得税の軽減措置(平成 24 年 3 月 31 日まで税率を 3 % (本則: 4 %)、土地に係る課税標準を 2 分の1 に軽減)と登録免許税の軽減措置(平成 24 年 3 月 31 日まで所有権の移転登記を 1.3%に軽減(本則 2.0%))の延長を図られたい。

3. 特定事業用資産の圧縮記帳制度の拡充・恒久化

資産の有効活用と企業の事業再編を促すため、長期所有土地・建物等を事業用の土地・建物等に買い換えた場合の圧縮記帳制度について、圧縮限度額を譲渡資産売却益の100%(現行:80%(適用期限:平成23年12月31日))に引き上げたうえで恒久化されたい。

4. 印紙税の廃止

手形・領収書・契約書などに課される印紙税は、商取引を行ううえで大きな負担となっている。他方、電子商取引などインターネット上で作成された契約書や領収書では非課税となっており、整合性を図るためにも、印紙税を廃止されたい。

大阪府・大阪市に対する要望

1. 固定資産税の負担水準の引き下げ

固定資産税の算定基礎となる負担水準については、大阪は全国で最も高い水準にあり、当地に立地する企業に多大な保有コストを強いている。大阪における産業競争力を強化するためにも、固定資産税の算定基礎となる負担水準を早急に 60%まで引き下げられたい。

2. 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃

現在、大阪府では法人事業税および法人住民税に、大阪市では法人住民税に対して 超過課税を適用しており、当地の産業競争力を弱めている。地域経済活性化のために は、地元企業が競争上不利とならないような税制の構築が不可欠であり、法人事業税 および法人住民税の超過課税は早急に撤廃されたい。

3. 企業誘致促進税制の創設

(1) 既存企業の工場・事業所新増設に対する地方課税の減免措置の創設

地域経済の活力維持・増進のためには、既存企業の域外流出を食い止めるととも に当地での事業拡大を支援することが重要である。そのため、既存企業が工場や事 業所を新増設した場合、不動産取得税を免除するとともに、固定資産税、事業所税 を5年程度減免されたい。

(2) 長期進出企業に対する地方課税の減免措置の創設

大阪の発展に寄与してきた企業の活性化と新規進出企業の定着を図るため、一定期間以上、事業所を設置し続けた企業について、納税期間に応じて固定資産税、事業所税、法人事業税、法人住民税を軽減する措置を創設されたい。

(3) 新規進出企業に対する地方課税の減免措置の創設

地域経済活性化のためには、魅力的な事業環境を整備し、国内外から新たな企業 を誘致することが重要である。そのため、新規進出企業の不動産取得税を免除する とともに、固定資産税、事業所税、法人事業税、法人住民税を5年程度減免された い。

以上